



発行 東京都

告示示(選)

目次

規則

○東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例

施行規則の一部を改正する規則

(総務局人事部職員支援課)

○東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進

に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(都市整備局市街地建築部調整課)

○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(福祉局子供・子育て支援部企画課)

告示

○土地整理事業の事業計画の変更

(都市整備局市街地整備部区画整理課)

○都営住宅の廃止

(住宅政策本部都営住宅経営部企画課)

○都営住宅の使用料の変更

(同)

○都営住宅の名称、位置、使用料等

(同)

○都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更

(同)

○都営住宅の駐車場の廃止

(同)

○都営住宅の駐車場の区画数変更

(同)

規則(教)

○運転免許取得者等検査の認定

(同)

公告

○東京都議会議員選挙(島部選挙区)における表示

(東京都選挙管理委員会)

○令和七年三月三十一日付交通局規程第七号

(同)

○令和七年三月三十一日付東京都水道局管理規程第六号

(同)

○令和七年四月一日付東京都告示第三百九十二号

(同)

規則

○東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年五月三十日

東京都知事 小池百合子

○東京都規則第百二十四号

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する

則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年五月三十日

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する

「場合、」を「場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する徴収(以下この項において「徴収」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下この項において「禁錮」という。)若しくは旧刑法第十六条に規定する拘禁(以下この項において「旧拘禁」という。)の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和二十三年法律第六十六号)第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。)に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する徴収、禁錮若しくは旧拘禁の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第五条の三第一号の規定の適用については、徴収若しくは禁錮又は旧拘禁の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置され

て徴収若しくは禁錮又は旧拘禁の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

則(昭和四十三年東京都規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に、

る法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年五月三十日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百二十五号

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する

規則

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成十年東京都規則第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三十一条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第二項中「第三十一条第二項」を「第三十二条第二項」に改める。

別記第一号様式中「第31条第1項」を「第32条第1項」に改める。

附 則

- この規則は、令和七年六月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則別記第一号様式及び第一号様式の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年五月三十日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百二十六号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十一年東京都規則第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号中「第九項又は第十一項」を「第十八項又は第二十項」に、「第三十三条第十項」を「第三十三条第十九項」に改める。

第十七条の四第一項中「第十項又は第十一項」を「第十九項又は第二十項」に改め、同条の次に次の一条を加える。（一時保護状の請求）

第十七条の四の二 法第三十三条第三項の規定による一時保護状の請求は、一時保護状請求書（別記第二十九号の六の二様式）によるものとする。

別記第二十九号の六様式の次に次の二様式を加える。

第29号の6の2様式（第17条の4の2関係）

一時保護状請求書

裁判所 裁判官 殿

（請求者）

第
年
月
日

告 示

児童福祉法第33条第3項の規定に基づき、下記の一時保護状の発付を請求する。

記

1 児童
氏名 年月日生（歳）
年
月
日
住居

2 (1) 児童福祉法施行規則第35条の3各号の該当性（複数選択可）

- 第1号 児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合又は児童虐待を受けるおそれがある場合（児童虐待防止法第12条の2第1項に定めるときを含む。）
- 第2号 少年法第6条の6第1項の規定による送致を受けた場合又は警察官から児童福祉法第25条第1項若しくは児童虐待防止法第6条第1項の規定による通告を受けた場合
- 第3号 児童の行動が自己若しくは他人の生命、心身若しくは財産に危害を生じさせた場合若しくはそのおそれがある場合又は危害を生じさせるおそれがある場合
- 第4号 児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合
- 第5号 児童の保護者が死亡、行方不明、拘禁、痴病、病院への入院等の状態となつたこと、児童が家出人であることとの他の事由により、次のいすれかに該当する場合
- イ 児童に保護者若しくは住居がない又はそのおそれがある場合
- 第6号 児童の保護者がその監護する児童の保護を求める、又はこれに相当する意見を表明した場合
- 第7号 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合

(2) 一時保護の必要性（複数選択可）

- 児童の安全を迅速に確保する必要がある。
- 児童を家庭から一時分離して親子関係を調整する必要がある。
- 福祉サービスの利用等により養育環境を整える必要がある。
- (1)において警察官からの通告（児童福祉法施行規則第35条の3第2号後段）のみに該当するとした場合に、次のような事情から児童相談所として状況把握が未了であるとき。)
 - 児童に対する調査、行動観察等が必要である。
 - 保護者、親権を行う者又は未成年後見人にに対する調査が必要である。)
 - その他の関係者等（
 - 上記以外（

3 一時保護の開始日（事後請求の場合）

年
月
日

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由（事前請求の場合）

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

附 則

●東京都告示第六百六十一号

東京都都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年五月三十一日

東京都知事 小池百合子

1 土地区画整理事業の名称

東京都都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業

1 事務所の所在地

中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備事務所内

1 事業計画の決定の年月日

平成十年三月三十一日

4 変更の年月日

令和七年五月三十一日

●東京都告示第六百六十一号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項の規定により告示する。

令和七年五月三十一日

東京都知事 小池百合子

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数
船橋五丁目アパート (1・2号棟)	世田谷区船橋五丁目二十六番	高層耐火 三五・九平方メートル	四六戸
東大泉アパート (12・13号棟)	同右	同右	五三戸
東大泉アパート (14号棟)	練馬区東大泉三丁目五十九番	中層耐火 五〇・四平方メートル	一九戸
東大泉アパート (12号棟)	同右	同右	六四戸
清瀬野塙アパート (1・2・3・4号棟)	番地	清瀬市野塙二丁目三百八十七	六八・四平方メートル
清瀬野塙アパート (16号棟)	同右	同右	四戸
		四八・四平方メートル	一二八戸
		五〇・四平方メートル	一六戸

●東京都告示第六百六十三号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和七年六月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和七年五月三十日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	名	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート（7号棟）	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	61,200
一般都営	高層耐火	明石町アパート（4号棟）	中央区明石町2-4	34.3	1	29,600	71,400
一般都営	高層耐火	明石町第2アパート（10号棟）	中央区明石町13	50.9	1	46,200	90,400
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート（1号棟）	中央区勝どき6-6	51.2	1	45,100	112,400
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート（6号棟）	港区南青山1-3	40.7	1	39,800	226,200
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（19号棟）	新宿区戸山2-19	33.8	1	27,900	76,900
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（12号棟）	新宿区戸山2-12	33.8	1	28,100	78,000
一般都営	高層耐火	早稲田アパート（1号棟）	新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,000	55,800
一般都営	中層耐火	弁天町第2アパート（1号棟）	新宿区弁天町163	39	1	31,600	90,500
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート（15号棟）	文京区本駒込4-35	42.2	1	36,200	73,800
一般都営	高層耐火	橋場二丁目アパート（9号棟）	台東区橋場2-18	51.2	1	41,000	84,300
一般都営	中層耐火	八広三丁目アパート（6号棟）	墨田区八広3-21	32.6	1	22,000	39,000
一般都営	高層耐火	白駒東アパート（3号棟）	墨田区堤通2-4	59.7	1	43,900	73,900
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート（1号棟）	墨田区立花6-8	55.9	1	40,400	81,500
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート（2号棟）	江東区亀戸7-57	42.2	1	34,400	57,500
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート（5号棟）	江東区辰巳1-9	36.6	1	28,600	59,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート（1号棟）	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	46,200
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート（6号棟）	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	46,200
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート（1号棟）	江東区東陽3-22	37.9	1	30,700	44,700
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート（4号棟）	江東区東雲1-8	37.9	2	30,300	57,300
一般都営	高層耐火	南砂一丁目アパート（7号棟）	江東区南砂1-1	42.2	1	33,800	57,200
一般都営	高層耐火	南砂六丁目アパート（2号棟）	江東区南砂6-5	51.2	2	43,400	93,100
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート（4号棟）	江東区東雲2-4	51.2	7	42,500	96,900
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート（13号棟）	江東区扇橋3-20	55.9	2	46,700	78,200
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート（2号棟）	江東区亀戸9-33	51.2	1	42,600	75,400
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート（4号棟）	品川区八潮5-1	59.6	4	52,300	114,300
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート（6号棟）	品川区八潮5-10	59.6	1	52,500	116,800
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート（4号棟）	品川区八潮5-10	59.5	1	52,400	116,700
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート（15号棟）	大田区矢口2-21	32.9	2	26,000	40,500
一般都営	高層耐火	西糀谷二丁目アパート（2号棟）	大田区西糀谷2-23	42.2	1	34,200	69,600
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート（6号棟）	大田区大森東1-36	59.6	1	49,900	94,500
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート（3号棟）	世田谷区梅丘1-35	41.9	1	34,900	84,300
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート（5号棟）	世田谷区喜多見2-10	51	1	39,900	71,400

種類	構造	名	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート（8号棟）	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	40,300	73,300
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート（1号棟）	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	40,300	73,300
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート（12号棟）	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	40,300	73,300
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート（36号棟）	渋谷区東2-25	34.4	1	30,200	89,000
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート（1号棟）	渋谷区広尾5-7	37.9	1	35,400	106,800
一般都営	中層耐火	丸山二丁目アパート（2号棟）	中野区丸山2-24	39	1	28,000	52,200
一般都営	中層耐火	南台五丁目アパート（1号棟）	中野区南台5-7	51	1	38,400	96,600
一般都営	中層耐火	和田一丁目アパート（20号棟）	杉並区和田1-33	42.3	1	31,300	67,600
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート（2号棟）	豊島区南大塚2-36	37.3	2	31,100	63,300
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート（4号棟）	北区王子本町3-12	31.9	1	24,100	59,100
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート（13号棟）	北区滝野川3-71	42.2	1	33,400	75,400
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート（16号棟）	北区滝野川3-80	37.3	1	29,600	53,800
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート（9号棟）	北区赤羽西5-7	42.3	1	33,300	55,700
一般都営	中層耐火	滝野川二丁目第2アパート（20号棟）	北区滝野川2-55	42.3	1	33,200	62,400
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート（3号棟）	板橋区坂下1-11	36.1	1	26,900	45,600
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート（10号棟）	板橋区坂下1-8	42.2	1	31,600	52,400
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート（2号棟）	板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,200	73,400
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート（2号棟）	板橋区蓮根3-15	51.2	1	38,600	75,000
一般都営	高層耐火	練馬春日町五丁目アパート（1号棟）	練馬区春日町5-30	51.2	1	39,600	86,700
一般都営	中層耐火	練馬春日町五丁目アパート（3号棟）	練馬区春日町5-28	51.0	1	39,700	81,300
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート（3号棟）	練馬区春日町3-28	48.1	1	37,800	86,100
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート（13号棟）	練馬区北町6-13	47.5	1	37,000	83,800
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート（2号棟）	練馬区北町6-2	55.9	1	44,200	101,200
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第3アパート（1号棟）	練馬区春日町3-31	48.1	1	37,400	80,800
一般都営	中層耐火	練馬区石神井町1-1	練馬区石神井町1-1	36.4	1	26,700	59,300
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目アパート（2号棟）	練馬区関町北3-33	51	1	39,200	82,500
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート（6号棟）	足立区西竹の塚1-10	55.9	1	41,000	84,900
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート（2号棟）	足立区保木間5-29	59.6	1	42,100	79,900
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート（2号棟）	足立区中央本町5-16	55.9	1	40,400	82,800
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート（1号棟）	足立区中央本町5-15	48.1	1	34,700	71,300
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート（10号棟）	足立区西保木間3-11	42.2	1	28,900	52,300
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート（6号棟）	足立区六月1-33	37.3	1	25,000	45,100
一般都営	中層耐火	島根四丁目第3アパート（3号棟）	足立区島根4-34	55.8	1	40,900	85,900

種類	構造	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える158,000円以下の者に適用される使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、月額/戸)
一般都営	中層耐火	弘道二丁目第2アパート(3号棟)	足立区弘道2-11			59.6	1	44,000	95,100
一般都営	中層耐火	伊興三丁目アパート(3号棟)	足立区伊興3-14			55.8	1	43,000	97,700
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(2号棟)	足立区南花畠5-15			33.4	1	22,100	38,500
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(1.5号棟)	足立区東保木間1-5			37.3	1	24,900	45,600
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(7号棟)	足立区谷在家3-22			35.7	1	24,000	44,200
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(11号棟)	足立区谷在家3-22			35.7	2	24,000	44,200
一般都営	高層耐火	谷在家アパート(12号棟)	足立区谷在家3-22			37.9	1	25,500	45,200
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(2号棟)	足立区千住元町34			37.9	2	26,200	38,300
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(3号棟)	足立区千住元町34			33.6	1	23,200	35,200
一般都営	中層耐火	花畠第3アパート(11号棟)	足立区南花畠4-11			35.7	1	24,100	45,600
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(4号棟)	足立区鹿浜5-24			41.0	3	27,800	49,000
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(11号棟)	足立区舎人6-10			42.3	1	29,300	45,500
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(6号棟)	足立区六木3-39			55.9	1	39,300	76,200
一般都営	中層耐火	東保木間一丁目アパート(2号棟)	足立区東保木間1-25			55.9	1	40,400	76,300
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート(4号棟)	葛飾区青戸3-3			51.0	1	37,300	76,100
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート(6号棟)	葛飾区青戸3-8			51.2	1	37,600	76,000
一般都営	中層耐火	東金町五丁目アパート(3号棟)	葛飾区東金町5-30			55.9	1	40,700	76,200
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート(1号棟)	葛飾区新宿1-2			48.1	1	34,700	67,700
一般都営	中層耐火	柴又四丁目アパート(2号棟)	葛飾区柴又4-1			39.0	1	27,900	48,600
一般都営	中層耐火	龜有一丁目第3アパート(1号棟)	葛飾区龜有1-13			59.6	1	44,800	97,800
一般都営	中層耐火	西亀有二丁目第5アパート(1号棟)	葛飾区西亀有2-52			59.6	1	45,500	105,000
一般都営	中層耐火	奥戸二丁目アパート(2号棟)	葛飾区奥戸2-43			36.7	1	25,200	47,800
一般都営	中層耐火	柴又一丁目アパート(1号棟)	葛飾区柴又1-38			56.8	1	41,600	81,900
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1			55.9	1	42,400	79,200
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1			55.9	1	42,400	79,200
一般都営	高層耐火	小菅三丁目アパート(1号棟)	葛飾区小菅3-6			55.9	1	41,400	83,800
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(3号棟)	葛飾区西水元5-4			59.6	1	42,700	78,800
一般都営	中層耐火	北小岩六丁目アパート(12号棟)	江戸川区北小岩6-52			55.9	1	42,900	80,800
一般都営	中層耐火	江戸川区三丁目第3アパート(2号棟)	江戸川区江戸川3-13			61.5	1	49,500	99,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4			34.4	3	25,200	49,500
一般都営	中層耐火	平井一丁目アパート(7号棟)	江戸川区平井3-4			33.4	1	24,500	44,900
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)	江戸川区平井3-4			34.4	3	25,200	49,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(13号棟)	江戸川区平井3-4			37.9	1	27,800	54,500

種類	構造	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える158,000円以下の者に適用される使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、月額/戸)
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(4号棟)	江戸川区平井3-4			37.9	1	27,800	54,500
一般都営	中層耐火	東小松川二丁目アパート(1号棟)	江戸川区東小松川3-21			39.0	1	28,800	44,000
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目第2アパート(2号棟)	江戸川区南小岩2-23			51.0	1	39,000	75,100
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(2号棟)	江戸川区清新町2-8			55.9	1	44,100	90,300
一般都営	中層耐火	多摩ニユータウン松が谷団地(18-1号棟)	八王子市松が谷18			51.1	1	26,100	45,700
一般都営	中層耐火	多摩ニユータウン松が谷団地(18-5号棟)	八王子市松が谷18			51.1	1	26,100	45,700
一般都営	中層耐火	多摩ニユータウン松が谷団地(18-6号棟)	八王子市松が谷18			51.1	1	26,100	45,700
一般都営	中層耐火	多摩ニユータウン南大沢団地(3-4-3号棟)	八王子市南大沢3-4			60.7	1	35,200	77,300
一般都営	中層耐火	立川松中アパート(23号棟)	立川市一番町5-8			35.7	1	16,800	33,700
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(6号棟)	武藏野市境5-15			48.1	1	36,500	88,500
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(7号棟)	武藏野市境5-15			55.9	1	42,400	102,800
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(8号棟)	武藏野市境5-32			62.1	2	47,600	115,400
一般都営	中層耐火	境二丁目アパート(1号棟)	武藏野市境2-6			60.9	1	45,900	113,800
一般都営	高層耐火	中原四丁目第2アパート(2号棟)	三鷹市中原4-35			51.2	1	36,000	61,200
一般都営	中層耐火	野崎アパート(1号棟)	三鷹市野崎2-2			51.0	1	35,700	71,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(2号棟)	調布市国領町3-8			53.5	1	29,300	69,700
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(3号棟)	調布市国領町3-8			45.2	1	24,800	58,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)	調布市国領町3-8			45.1	2	24,700	58,700
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(8号棟)	調布市国領町8-1			51.2	2	30,000	80,300
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目アパート(2号棟)	調布市富士見町4-14			62.1	1	37,200	95,100
一般都営	中層耐火	調布深大寺アパート(4号棟)	調布市深大寺東町8-24			62.1	1	37,400	100,200
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート(1号棟)	町田市染地1-1			60.2	1	36,100	95,500
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(3号棟)	町田市染地3-3			48.1	2	27,500	68,100
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(1号棟)	町田市中町4-8			48.1	1	28,300	68,200
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(2号棟)	町田市中町4-8			59.6	1	35,100	84,500
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(3号棟)	町田市中町4-8			59.6	1	35,100	84,500
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(4号棟)	町田市中町4-7			59.6	1	35,600	90,200
一般都営	中層耐火	金森第5アパート(6号棟)	町田市金森2-34			63.2	1	39,200	84,600
一般都営	中層耐火	金森第3アパート(2号棟)	町田市金森7-19			48.1	1	27,100	56,200
一般都営	中層耐火	金森第3アパート(5号棟)	町田市金森7-19			60.2	1	33,900	70,400
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(1号棟)	町田市成瀬7-10			55.9	1	30,900	63,800
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート(46号棟)	町田市森野2-2			55.9	1	32,500	84,800
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(6号棟)	町田市山崎町840			60.9	1	31,700	61,100

種類	構造	造名	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える158,000円以下の者に適用される使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、月額/戸)
一般都営	中層耐火	日野新井アパート（1号棟）	日野市新井3-1	35.7	1	15,900	36,000
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート（6号棟）	東村山市萩山町2-13	60.2	1	35,300	78,100
一般都営	中層耐火	秋津町一丁目アパート（1号棟）	東村山市秋津町1-28	51.1	1	30,000	65,700
一般都営	中層耐火	国分寺南町三丁目アパート（20号棟）	国分寺市南町3-9	51.0	1	32,400	92,000
一般都営	中層耐火	富士本三丁目第2アパート（1号棟）	国分寺市富士本3-6	55.9	1	31,600	73,700
一般都営	中層耐火	国立西三丁目第2アパート（1号棟）	国立市西3-5	55.9	1	33,600	82,400
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート（2号棟）	西東京市緑町3-8	61.3	1	38,100	89,700
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート（6号棟）	西東京市芝久保町4-25	60.2	1	37,100	88,300
一般都営	中層耐火	田無向台四丁目第2アパート（2号棟）	西東京市向台町4-16	48.1	1	28,900	67,300
一般都営	中層耐火	保谷本町三丁目アパート（2号棟）	西東京市保谷町3-13	61.5	1	42,200	104,000
一般都営	中層耐火	東野川二丁目アパート（1号棟）	狛江市東野川2-17	62.1	1	39,200	97,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート（7号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,800	47,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート（18号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	47,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート（26号棟）	狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,700	44,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート（29号棟）	狛江市和泉本町4-7	33.4	2	16,400	47,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート（44号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,400	50,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート（46号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,400	50,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート（47号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,400	50,600
一般都営	中層耐火	松山三丁目アパート（11号棟）	清瀬市松山3-11	56.8	1	32,000	71,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（4-2-2号棟）	多摩市諏訪4-2	37.7	1	17,200	32,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地（3-4-1号棟）	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,000	36,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地（3-4-2号棟）	多摩市愛宕3-4	40.1	2	19,000	36,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地（3-4-3号棟）	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,000	36,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地（4-1-1号棟）	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,000	36,600
一般都営	中層耐火	稲城第2アパート（3号棟）	稲城市大丸82	42.3	1	22,200	55,700
一般都営	中層耐火	稲城松葉アパート（1号棟）	稲城市矢野口1780-1	55.9	1	29,800	75,800

● 東京都告示第六百六十四号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、第三条第三項の規定により告示する。

令和七年五月三十日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	造名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	高層耐火	立花一丁目アパート（6号棟）	墨田区立花1-27			40.6	1	28,800
改良	高層耐火	白鬚東アパート（17号棟）	墨田区堤通2-10			51.3	1	37,000
改良	高層耐火	白鬚東アパート（18号棟）	墨田区堤通2-10			63.4	1	45,700
改良	中層耐火	亀戸七丁目アパート（2号棟）	江東区亀戸7-56			33.4	1	26,100
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート（49-3号棟）	渋谷区笹塚2-49			36.2	1	30,400
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート（52-2号棟）	渋谷区幡ヶ谷2-52			36.4	1	30,800
改良	高層耐火	坂下一丁目アパート（3号棟）	板橋区坂下1-11			36.1	3	26,900
改良	高層耐火	調布くすのきアパート（4号棟）	調布市国領町3-8			45.2	1	25,200
再開発	高層耐火	白鬚東アパート（16号棟）	墨田区堤通2-8			83.4	1	60,700
再開発	高層耐火	白鬚東アパート（16号棟）	墨田区堤通2-8			63.4	2	46,200
再開発	高層耐火	白鬚東アパート（16号棟）	墨田区堤通2-8			60.8	1	44,300

●東京都告示第六百六十六号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条の規定において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和七年五月三十日

東京都知事 小池 百合子
名 称 位 置 区画数

船橋五丁目アパート駐
車場 世田谷区船橋五丁目 三六区画
青葉町三丁目アパート 二十六番
駐車場 目一番

●東京都告示第六百六十七号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和七年五月三十日

東京都知事 小池 百合子
名 称 位 置 区画数
東京街道アパート駐車 東大和市清原一丁目 八二六区画
場 一番ほか

規則（教）

告示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第五十号

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年五月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十六号

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一

部を改正する規則

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する懲役、禁錮又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十六条に規定する拘留の刑の執行のための刑事施設に拘置されている場合、この規則による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第六条の二の規定の適用については、拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているものとみなす。

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百九十二条第一項の規定に基づき、令和六年四月二十八日執行の衆議院議員補欠選挙（東京都第十五区）における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨を、次のとおり公表する。

令和七年五月三十日

東京都選挙管理委員会

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨
1 選挙の種類 合和6年4月28日執行 衆議院議員補欠選挙(東京都第15区)
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 25,563,400円

3 報告書の要旨 候補者 氏名 秋元司(通称:あきもと司)
候補者届出政党 その他
候補者届出政党名 乙武洋匡
期 間 令和6年4月11日から
令和6年5月8日まで
第1回分

収入	
主たる寄附(1件10万円以上)	(職業) (金額)
(氏名・団体名) 秋元司(通称:あきもと司)	政治団体 1,979,297円
その他の寄附(1件10万円未満)	政治団体 370,000円
その他の収入	会社役員 100,000円
計	その他 20,154円
支出	政治団体 2,369,451円
人件費	政治団体 0円
家屋費	政治団体 0円
通信費	政治団体 0円
交通費	政治団体 4,287,718円
印刷費	政治団体 10,021円
広告費	政治団体 1,963,500円
文具費	政治団体 2,539,909円
食料費	政治団体 22,159円
休泊費	政治団体 0円
雑費	政治団体 17,645円
総計	政治団体 11,195,000円

収入	
主たる寄附(1件10万円以上)	(職業) (金額)
(氏名・団体名) 秋元司(通称:あきもと司)	政治団体 8,000,000円
あだらししい選挙肢をつくる会	会社役員 100,000円
次原悦子	政治団体 1,500,000円
国民民主党東京都総支部連合会	政治団体 1,500,000円
ファーストの会	政治団体 10件 95,000円
その他の寄附(1件10万円未満)	その他の収入 0円
その他の収入	その他の収入 0円
総計	その他の収入 0円

支出	
人件費	(職業) (金額)
家屋費	(職業) (金額)
(選挙事務所費)	(職業) (金額)
(集合会場費)	(職業) (金額)
通信費	通信費 1,976,125円
交通費	交通費 0円
印刷費	印刷費 4,287,718円
広告費	広告費 10,021円
文具費	文具費 1,963,500円
食料費	食料費 2,539,909円
休泊費	休泊費 22,159円
雑費	雑費 0円
総計	総計 17,645円

支出のうち公費負担相当額

支出のうち公費

候補者氏名	酒井業廣(通称:酒井よみ)
候補者届出政党	立憲民主党
出納責任者氏名	長野謙
期 間	令和6年4月16日から 令和6年5月13日まで 第1回分

候補者氏名	佐々木陽(通称:飯山あかり)
候補者届出政党	
出納責任者氏名	渡邊経明
期 間	令和6年4月9日から 令和6年6月7日まで 第1・2回分

候補者氏名	須藤元氣
候補者届出政党	
出納責任者氏名	西悦誠
期 間	令和6年3月6日から 令和6年6月6日まで 第1・2・3回分

収入 主たる寄附(1件10万円以上) (氏名・団体名)	立憲民主党 立憲民主党東京都総支部連合会
立憲民主党東京都総支部連合会	立憲民主党
その他の寄附(1件10万円未満)	
その他の収入	
総計	4,547,000

支出 人件費 家屋費 (選舉事務所費)	(職業) (金額)
立憲民主党	4,500,000円
6件	47,000
0	0
総計	4,547,000

支出 人件費 家屋費 (選舉事務所費)	(金額)
立憲民主党	4,822,000円
0	0
総計	4,822,000

収入 主たる寄附(1件10万円以上) (氏名・団体名)	WE ARE ALL ONE WE ARE ALL ONE
日本保守党	4,822,000円
その他の寄附(1件10万円未満)	0
その他の収入	0
総計	4,822,000

支出 人件費 家屋費 (選舉事務所費)	(職業) (金額)
立憲民主党	106,888円
0	0
総計	106,888

支出 人件費 家屋費 (選舉事務所費)	(職業) (金額)
WE ARE ALL ONE	37,500円
0	0
総計	37,500

支出 人件費 家屋費 (選舉事務所費)	(職業) (金額)
WE ARE ALL ONE	106,888円
0	0
総計	106,888

支出 人件費 家屋費 (選舉事務所費)	(職業) (金額)
WE ARE ALL ONE	20,701円
0	0
総計	20,701

支出 人件費 家屋費 (選舉事務所費)	(職業) (金額)
WE ARE ALL ONE	5,800円
0	0
総計	5,800

支出 人件費 家屋費 (選舉事務所費)	(職業) (金額)
WE ARE ALL ONE	3,026円
0	0
総計	3,026

支出 人件費 家屋費 (選舉事務所費)	(職業) (金額)
WE ARE ALL ONE	1,665円
0	0
総計	1,665

支出 人件費 家屋費 (選舉事務所費)	(職業) (金額)
WE ARE ALL ONE	7,308円
0	0
総計	7,308

支出 人件費 家屋費 (選舉事務所費)	(職業) (金額)
WE ARE ALL ONE	79,492円
0	0
総計	79,492

支出 人件費 家屋費 (選舉事務所費)	(職業) (金額)
WE ARE ALL ONE	168,000円
0	0
総計	168,000

支出 人件費 家屋費 (選舉事務所費)	(職業) (金額)
WE ARE ALL ONE	1,073,519円
0	0
総計	1,073,519

支出 人件費 家屋費 (選舉事務所費)	(職業) (金額)
WE ARE ALL ONE	6,177,840円
0	0
総計	6,177,840

報告書受理年月日	令和6年5月13日
報告書受理年月日	第1回分

報告書受理年月日	令和6年6月26日
報告書受理年月日	第2回分

報告書受理年月日	令和6年5月13日
報告書受理年月日	第1回分

候補者氏名	根本良輔（通称：根本りょうすけ）
出納責任者氏名	根本良輔
期 間	令和6年4月2日から 令和6年4月27日まで

候補者氏名	福永活也 (通称: 福永かつや)
候補者届出政党	立花孝志
出納責任者氏名	令和6年4月15日から 令和6年4月15日まで 第回分
期間	期

候補者 氏名	吉川里奈（通称：吉川りな）
候補者届出政党	参政党
出納責任者氏名	吉田広介
期 間	令和6年3月17日から 令和6年5月8日まで 第1回分

家屋費	
(選舉事務所費 (集合会場費)	
通信費	0
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
食料費	0
休泊費	0
雜費	0
計	0
支出のうち公費負担相当額	
項	目
選舉運動用通常書類の作成	金額
ビラの作成	円
ポスターの作成	円
選舉事務所の立札及び看板の類の作成	円
選舉運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
計	1,550,637
1	25,953
2	6,901
3	330
4	447,173
5	877,470
6	12,800

家屋費 (選舉事務所費) (集合会場費)		支出のうち公費負担相当額	
項目	金額	項目	金額
通信費	0	選舉運動用通常選書の作成	円
交通費	0	選書の作成	円
印刷費	0	ビラの作成	円
廣告費	0	ポスターの作成	円
文具費	0	選舉事務所の立札及び看板の類の作成	円
食料費	0	選舉運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円
休泊費	0	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
雜費	0	計	円
総計	577,621		

支 出 人 件 費 家 屋 費 (選 舉 事 務 所 費 (集 合 会 場 費)		
通 信 費 交 通 費 印 刷 費 廣 告 費 文 具 費 食 料 費 休 休 雜 費 計	0	0
選 舉 運 動 用 通 常 業 書 の 作 成	0	0
ビ ラ の 作 成	0	0
ホ ス タ ー の 作 成	0	0
選 舉 事 務 事 務 所 の 立 札 及 び 看 板 の 類 の 作 成	106,980	106,980
選 舉 運 動 用 自 行 車 等 の 立 札 及 び 看 板 の 類 の 作 成	18,490	18,490
個 人 演 説 会 の 立 札 及 び 看 板 の 類 の 作 成	0	0
計	6,925	6,925
	477,363	240,000
支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額		(金額)
項	目	金 額
選 舉 運 動 用 通 常 業 書 の 作 成		円
ビ ラ の 作 成		円
ホ ス タ ー の 作 成		円
選 舉 事 務 事 務 所 の 立 札 及 び 看 板 の 類 の 作 成		円
選 舉 運 動 用 自 行 車 等 の 立 札 及 び 看 板 の 類 の 作 成		円
個 人 演 説 会 の 立 札 及 び 看 板 の 類 の 作 成		円
計		円

出 口 (公示)

●東京都公安委員会告示第201号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3 第1項の規定により、次のとおり、自動車教習所の運転免許取得者等検査の認定をしたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第108条の32の2第2項の規定に基づき、告示する。

令和7年5月30日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬道明

記

1 認定年月日

令和7年4月1日

2 認定事項

名称、住所及び 代表者の氏名	運転免許取得者 等検査に使用する 施設の名称及 び所在地	運転免許取得者等 検査の方法の区分 及び名称
株式会社新小岩 自動車教習所 葛飾区奥戸四丁 目2番1号 増田 充孝	新小岩自動車学 校 葛飾区奥戸四丁 目2番1号	運転免許取得者等 検査の認定に関する規則（令和4年規 則第8号）第1条 第1号 認定認知機能検査 同等検査

公 出

東京都議会議員選挙（島部選挙区）における

表示物、証明書等の送付について

令和七年六月一十二日執行予定の東京都議会議員選挙（島部選挙区）において、東京都選挙執行規程（平成十二年東京都選挙管理委員会告示第三十六号）に定める表示物、

公職選挙郵便規則（昭和二十五年郵政省令第四号）に定め
る証明書等（以下「表示物等」とこう。）を選挙の期日の告示日に立候補届出の受付場所（東京都庁第一本庁舎）十
五階北側一〇八・一〇九会議室、新宿区西新宿一丁目八番
一号）で交付した場合、選挙区内で選挙運動を行うに当た
り十分な期間を確保することができない。このため、立候
補を予定する者の申出により、選挙の期日の告示日以前に
表示物等を各支庁へ送付する。

なお、各支庁で表示物等の受領を希望する場合の申出期
限及び申出先を次のとおり定めた。

令和七年五月三十日

東京都選挙管理委員会

申出期限 令和七年六月四日
午後五時申出先 東京都選挙管理委員会事務局選挙課（新宿区
西新宿一丁目八番一号）

正誤

○令和七年四月一日付東京都告示第119号

ページ 一段 一 行 一 誤

増刊 54 上 一五 同右

増刊 30 下 一四 後から 一七 同右

扶養親族異動届
扶養親族届（第
二号様式）扶養親族異動届
扶養親族届（第
二号様式）

四 上 後から 一四

又はパートナー
シップ関係の相
手方（後から
八
ところ。
ところ。
（又はパートナー
シップ関係の相
手方（

）

発行

電話 東京都

○三(五三三二二)一一一一一(代) 都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価一本号
(郵送料を含む) 五〇円印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山二丁目十三番七号

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の
リサイクル適性を示すもの